

厚真町プレミアム付商品券

産業経済課 経済グループ ☎ 27-2486

厚真町プレミアム付商品券の申請受付を開始しています。

消費税引き上げに伴う家計への影響を緩和するためのプレミアム付商品券を発行します。

購入を希望する購入対象者のうち、住民税が非課税の方は、申請書を提出してください。

なお、申請から購入引換券が届くまで3週間ほどかかります。

※プレミアム商品券の詳細については広報あつま8月号をご覧ください

【購入対象者】

①住民税が非課税の方

8月19日に申請書を発送しています。購入を希望される方は必要事項を記入して提出してください。

②平成28年4月2日以降に産まれたお子さんがいる世帯主

申請は不要です。対象世帯には購入引換券が9月下旬以降に届きます。

子育て世帯の民間賃貸住宅家賃助成

町民福祉課 子育て支援グループ ☎ 26-7872
(総合ケアセンターゆくり内)

民間賃貸住宅に入居している子育て世帯に、家賃の一部を助成します。

●対象

次のすべてに該当する18歳までの子どもがいる世帯

①町内にある月額家賃が5万6,000円以上の民間賃貸住宅に入居している世帯

②世帯の合算所得が58万4,000円以下の世帯

③町税などの滞納がない世帯

●助成内容

1カ月につき子ども1人あたり2,500円分(月額5,000円分が上限)を町内加盟店で買い物などに使用できる厚真町子育て支援ポイントで還元します。

●対象期間

平成31年4月～令和元年9月の6カ月

●受付期間

10月31日(木)まで

●必要書類

・賃貸借契約書などの家賃の金額を確認できる書類
・家賃の支払いを確認できる書類(領収書や引落口座通帳など)

・あつまるカード

・印鑑

※平成31年1月1日時点で町外に在住していた方は、その自治体が発行する所得証明書および町税などの滞納がない証明書の提出が必要です

●受付窓口

町民福祉課子育て支援グループまたは上厚真支所

弁護士による無料法律相談会

総務課 総務人事グループ ☎ 27-2322

札幌市弁護士会地域司法対策委員会による「無料法律相談会」を開催しています。

開催日	開催場所	
	午前 10時30分～12時	午後 13時30分～15時
9月30日 日	上厚真	早来
10月15日 火	早来	厚真
10月28日 日	厚真	追分
11月11日 日	追分	厚真
11月25日 日	厚真	早来
12月9日 日	追分	上厚真
12月23日 日	厚真	早来
1月6日 日	追分	厚真
1月20日 日	厚真	早来
2月3日 日	早来	厚真
2月17日 日	上厚真	追分
3月2日 日	追分	厚真
3月16日 日	厚真	早来
3月30日 日	早来	厚真

○相談料は無料です

※実際に依頼する場合の弁護士費用は、相談弁護士にお問い合わせください

○相談される場合は、事前に予約してください

※予約をしなくても相談できますが、先約が先にお待ちいただく場合や受けられない場合もありますのでご了承ください

会場のご案内

厚真 ▶ 総合福祉センター(京町165-1)

上厚真 ▶ 厚南会館(上厚真219-1)

早来 ▶ 安平町保健センター(安平町早来大町95)

追分 ▶ 安平町ぬくもりセンター(安平町追分中央1-40)

通院交通費の助成

町民福祉課 福祉グループ ☎ 26-7872
(総合ケアセンターゆくり内)

心身障がいや指定難病および肝炎患者の治療などにかかる交通費を助成します。



町内に住所があり、かつ居住されている方(生活保護受給者を除く)で、以下に該当する方の通院(通所)にかかる交通費を助成しています。町民福祉課福祉グループまたは上厚真支所に申請してください。

●対象者

①在宅精神障害回復者

・精神障害者保健福祉手帳を所持している方

②腎臓機能障害者(人工透析)・指定難病・肝炎患者

・人工透析を受けている方で、町の送迎バスを利用していない方

・特定医療費(指定難病)受給者証をお持ちの方

・ウイルス性肝炎進行防止対策医療受給者証をお持ちの方

③重度心身障がい児等

・18歳未満の重度の障がい児のうち、身体障害者手帳1～2級(内部障がいは3級まで)所持者

・療育手帳所持者でA判定またはB判定でIQ50以下の児童

・精神障害者保健福祉手帳1級を所持する児童

※保護者等の介護者1人についても対象となります

●助成内容

町外医療機関の通院に要する交通費

●通院期間

平成31年4月分～令和元年9月分まで

●申請書類

①通院交通費助成金交付申請書

②通院証明(医療機関で証明印をもらう)

③身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費(指定難病)受給者証、ウイルス性肝炎進行防止対策医療受給者証のいずれかの写し

※①②は町民福祉課福祉グループまたは上厚真支所にあります

●申込期限

10月10日(木)まで

農地中間管理機構による

農地の借受希望者(受け手)募集

公益財団法人北海道農業公社 日胆支所業務農地課

☎ 0144-32-8171

町農業委員会事務局 ☎ 27-2409

農地中間管理機構である公益財団法人北海道農業公社では、農地を借りたい人(受け手)の募集しています。

募集は年2～3回(5月と9月のほか不定期実施)の決められた期間のみです。地域農業の担い手の方や経営規模の拡大または分散錯圃の解消を希望される方などは、忘れずに申請(借受希望)の手続きを行ってください。

借受希望の申請ですので、この申請により農地の借り受けが決定するわけではありません。

平成28年度以降に申請された方は5年間有効ですので、申請の必要はありません。平成27年度以前に申請された方はすでに有効期限が切れていますので、借り受けを希望する場合には必ず手続きしてください。

●受付期間

9月30日(月)まで



除草剤の使用に注意

建設課 土木グループ ☎ 27-2451

除草剤を使用する際は町道の草を枯らさないように注意してください。

除草剤の影響で町道の草が枯れているところが見受けられます。

草が枯れてしまうと路肩の崩壊の原因となりますので、町道の周辺に除草剤を使用する際は十分注意してください。



10月1日、消費税・地方消費税の税率は10%*へ。

*10%のうち2.2%は地方消費税です。



ポイント1 税率引上げは社会保障制度を次世代に引き継ぎ、みんなが安心できる社会にするために必要です。

みんなが安心できる社会にするためには、安定した財源を確保し、社会保障制度を、次世代に引き継ぐとともに、全世代型へ転換していく必要があります。そのためには10%への税率の引上げが必要です。



ポイント2 引上げ分は、すべての世代を対象とする社会保障のために使われます。

引上げ分は、消費税・地方消費税ともに、例えば、①待機児童の解消、②3歳から5歳までの幼児教育・保育の無償化、③真に支援が必要な学生の高等教育(大学など)の無償化、④介護職員の処遇改善、⑤所得の低い高齢者の介護保険料の軽減、⑥所得の低い年金受給者への給付金の支給などに使われます。



ポイント3 家計と景気、両方の視点から対策を実施します。

飲食料品(お酒・外食を除く)と新聞(定期購読契約、週2回以上発行)に係る税率を8%に据え置きます(軽減税率制度)。

このほか、家計や景気への影響を緩和するための各種対策を実施します。



プレミアム付商品券



自動車や住宅の購入等支援



キャッシュレス決済でのポイント還元

知っていますか、地方消費税

一般に「消費税」と言うのは、消費税(国税)と地方消費税(地方税)を合計したものです。地方消費税収は、地方自治体の貴重な財源として、住民の皆様の身近な行政に生かされています。

政府広報 消費税

検索



建物を新築・取り壊したら手続きを

総務課 税務グループ(役場前プレハブ) ☎ 27-2481

建物を新築・取り壊したら手続きを。

固定資産税は、毎年1月1日現在で登録されている建物が課税の対象となります。

本年中に建物(居宅・倉庫・車庫など)を新築・増改築した場合や課税対象となっている建物を取り壊した場合は、登録・抹消の手続きをお願いします。

なお、手続きの際は印鑑を持参してください。

●対象の建物

- ・登記されていない建物の新築
- ・増改築した建物(登記・未登記を問わない)
- ・公費解体を除く、取り壊しをした建物

滞納処分強化月間

総務課 税務グループ(役場前プレハブ) ☎ 27-2481

町と北海道では9月を「滞納処分強化月間」と定め、徴収の強化に取り組んでいます。

町と北海道では、税の公平・公正を確保するため9月を「滞納処分強化月間」と定め、徴収の強化に取り組んでいます。

町は納税催告に応じない滞納者に対して各種債権や動産などの差し押さえを実施しています。また悪質な滞納者などを対象に捜索や差し押さえに取り組みます。

まだ、町税や道税の納付がお済みでない方は早急に納税してください。



経済センサス基礎調査

まちづくり推進課 企画調整グループ ☎ 27-3179

総務省統計局で経済センサス基礎調査を実施しますので、ご理解とご協力をお願いします。

この調査は、わが国のすべての産業分野における事業所の活動状況などの基本的構造を全国および地域別に明らかにし、事業所・企業を対象とする各種統計調査のもとになる情報を整備することを目的としています。

調査により集められた調査票の記入内容は、統計法によって厳重に保護されますので、安心してありのままをご回答ください。

●調査方法

調査員がすべての事業所の活動状況を実地で確認し、新たに把握した事業所など一部の事業所には調査票を配布することにより調査を行います。

●回答方法

調査票への回答はインターネットまたは郵送による回収で行います。

●調査期日

10月1日(火)～11月30日(土)

●調査対象

町内全事業所

水道料金などの改正

建設課 上下水道グループ ☎ 27-2326

消費税率の引き上げに伴い水道料金などを改正します。

10月1日から実施される消費税率の引き上げに伴い、10月中に使用した分(11月請求分)から、水道料金および下水道使用料・浄化槽使用料を改正する予定です。詳しい内容は決定後にお知らせします。